

## 横須賀市新市立病院基本設計及びDB事業者選定に係る支援業務委託仕様書

### I 業務概要等

#### 1. 業務委託名称及び履行期間

##### (1) 業務委託名称

横須賀市新市立病院基本設計及びDB事業者選定に係る支援業務委託（以下「本業務」という。）

##### (2) 履行期間

契約締結日から令和3年3月26日までとする。

#### 2. 業務の対象等

##### (1) 事業名称

横須賀市新市立病院建設事業

##### (2) 建設場所

横須賀市神明町1番地8の一部他2筆

##### (3) 規模

延床面積 約36,000㎡

##### (4) 概算事業費

181億円以下

（既存工作物の解体及び外構整備を含む。消費税込。）

##### (5) 竣工時期

令和7年3月

### II 業務内容

横須賀市新市立病院新築工事の基本設計に係る支援業務及び実施設計と施工を包括発注するデザインビルド（以下「DB」という。）事業者選定支援業務であって、主に①基本設計業務の支援、②DB事業者選定に関する支援を行うものとする。なお、支援業務を遂行するに当たっては以下の二点に留意すること。

#### ◎ 発注者要求の確認

横須賀市新市立病院建設事業のこれまでの取組経過を理解するとともに、「横須賀市立病院将来構想」、「横須賀市新市立病院建設基本計画」などの成果物についても十分に理解し、発注者の要求を確認し、整理する。

#### ◎ リスクへの対応策

受注者は、横須賀市新市立病院建設事業（維持管理期間を含む。）の全期間を通じて、内在する代表的なリスクを整理するとともに発注者に説明し、その対応策を明示する。

## 1. 現場代理人

受託者は、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条第 2 項に規定する一級建築士及び認定コンストラクション・マネジャー（日本コンストラクション・マネジメント協会の資格試験に合格したものをいう。）の資格を有するものを現場代理人として配置すること。

## 2. 業務計画書の作成等

### (1) 業務計画書の作成及び更新

受注者は、次に掲げる事項を記載した業務計画書を発注者に提出し、発注者の承認を得るものとする。

なお、業務の進捗に合わせて、必要に応じ、業務計画書の内容を更新すること。

#### a) 業務実施方針

基本設計及びDB事業者選定の支援業務の実施方針

#### b) 業務工程

業務工程計画の作成

#### c) 業務実施体制

業務体制、業務担当表、連絡体制、連絡先

#### d) 配置技術者名簿

担当分野、氏名、生年月日、所属、保有資格、実務経験等  
協力企業等がある場合は、その者も含む。

なお、「横須賀市新市立病院基本設計及びDB事業者選定に係る支援業務委託公募型プロポーザル実施要領」に基づき提出した配置予定の管理技術者及び担当責任者の変更は原則として認めない。

#### e) その他

発注者が他に必要とする事項

### (2) 打合せ記録等の作成

受注者が関与する以下の打合せ等については、速やか会議録を作成し、次回打合せ時までには検討結果を添えて発注者に提示する。

#### a) 定例打合せ（2週間に1回程度を基本とする。）

#### b) その他発注者の行った会議や説明会における記録等

### (3) 基本設計支援業務報告書の作成

受注者は、基本設計完了後速やかに、基本設計期間の成果及び検討結果をまとめた基本設計支援業務報告書を提出する。

### (4) その他

発注者が設計内容を市民等に周知及び公表する際の支援を行う。

### 3. 基本設計業務の支援

#### (1) 設計方針の整理

受注者は、基本設計者が作成した基本設計方針書・基本設計スケジュールについて、設計と条件を踏まえているかどうかを確認し、必要に応じて発注者も交えて調整する。

#### (2) 設計業務への助言

基本設計者が作成する基本設計について、受注者は設計内容への必要な助言を行うとともに事前協議（建築基準法又は関係規定による許可・認定等の手続等）への助言を行い、設計進捗の確認、モニタリング等を行う。

##### a) 事前協議への助言

発注者及び基本設計者が実施すべき事前協議について助言及び支援を行う。

##### b) 基本設計内容のモニタリング

基本設計の作成に当たり、設計内容、工期、その他発注者の要求条件などが反映されているかどうかについて随時確認し、発注者に報告する。

##### c) 基本設計の進捗状況の確認

基本設計の進捗状況について、基本設計者から随時報告を受け、当初策定された基本設計スケジュールどおりに進捗しているかを確認した上で、その内容を発注者に報告する。

##### d) コストのモニタリング

建設工事費（本体工事費、外構工事費及びその他付帯工事費などを含む。）、移転関連費、開庁関連費、維持管理費など、横須賀市新市立病院建設事業（維持管理期間を含む。）に必要となるコストを把握するとともに、工事費に影響を与えると思われる設計内容については、試算を行うなどして随時モニタリングする。

##### e) 工事費概算書の検証

基本設計者が作成した工事費概算書について、基本設計内容に即して審査し、その結果を発注者に報告する（基本設計期間中に3回程度を想定）。これに併せて、受注者はバリューエンジニアリング（以下「VE」という。）提案を行い、ライフサイクルコストの縮減に努めること。

#### (3) 設計図書等の内容確認

基本設計者から提出された基本設計図書及び関連する成果物について、受注者はその内容を確認し、発注者に報告する。設計内容に関して、施工性・コスト・スケジュール・品質・特殊仕様（特許工法、特定の供給者のみが供給できる仕様等）等の観点から疑義が生じた場合は、基本設計者に疑義があることを伝えるとともに、その旨を発注者に報告する。その後の対応は発注者が決定するが、発注者の依頼があった場合は、対応策について発注者に助言をする。

#### (4) 施工段階の検討

##### a) 建設工事の需給状況の確認

工事需給バランス、受注意欲、労務も含めた建設コスト動向等について調査を行い、報告書に取りまとめる。

##### b) 工事発注の方法及び工事区分の検討

工事発注の方法及び工事区分について検討する。その際、建設工事の需給状況を踏まえて検討するとともに、必要に応じて工事段階で必要となる品質管理計画等についても検討する。

#### 4. DB事業者選定に関する支援

##### (1) 庁内検討会議の支援

DB方式の運用に係る庁内検討会議の支援を行う。また、庁内検討会議での検討結果を踏まえ、入札説明書、その他公表資料に反映する方法を検討する。

##### (2) DB発注範囲の整理

基本設計における工事範囲を整理し、DB発注の範囲に含める部分と別途工事とすべき部分を整理する。その場合、横須賀市中小企業振興条例（平成23年横須賀市条例第42号）に基づき、可能な限り、分離又は分割発注等により市内事業者が受注可能な部分を設けること。そして、別途工事とすべき部分がある場合には、その工事及びそれに係る監理業務の発注方法について整理する。なお、基本設計において環境負荷低減及び省エネルギー並びにエネルギーの安定供給を目的とし、民間のエネルギーサービス事業の活用を検討する。

##### (3) 予定価格算定のため条件整理

発注方法の整理を踏まえて、予定価格の算定手続を整理する。そして、基本設計において把握した建設工事費や関連費用等を対象に、上記の工事区分を反映させた上で、DB事業者の発注予定価格の算定に必要な諸条件を整理し、発注者に報告する。

##### (4) 現場説明書の作成

横須賀市の現行制度を分析した上で、選定方式、スケジュール、参加資格要件（JV組成の要件を含む）など、DB方式の採用に必要な諸検討を行う。検討結果を踏まえ、現場説明書として取りまとめる。

##### (5) 契約書の作成

本事業が抱えるリスクや、DBにおける出来高の査定方法など、DB事業者と契約を締結する際に課題となる項目を明らかにした上で、リーガルアドバイザーの意見を踏まえながら検討を行う。そして、これらの結果を、DB方式に対応した工事請負契約約款として取りまとめる。

##### (6) 落札者決定基準の作成

VE提案や技術提案の評価方法、ヒアリングの実施の有無やその方法など、DB事

業者選定の際の評価基準に係る諸検討を行う。そして、これらの結果を、落札者決定基準として取りまとめる。

(7) VE提案実施要領の作成

基本設計図書を基に実施設計及び建築工事（新築工事、既存公園施設の解体工事、外構整備の一連の工事を対象）の内容を把握するとともに、建築工事の特性を分析した上で、応募者に求めるVE提案内容を検討し、提案項目や提出様式をまとめる。そして、これらの結果を、VE提案実施要領として取りまとめる。

(8) その他

必要に応じて民間の市況調査を行い、その概要を発注者に報告するとともに、その調査結果を各種公表資料に反映させる。そして、上記の他、提案様式集の作成などDB事業者選定に必要となる公告資料、その他事業に関連して公表する資料を取りまとめる。また、WTO手続や地方自治法等の諸法令への適合を確認し、法律面や手続面から、適合性を検証する。

5. DB事業者募集に係る選考手続の支援

(1) 業務概要

DB事業者の選考は、令和2年9月に制定する予定である（仮称）新市立病院設計施工事業者選考委員会条例に基づいて設定する新市立病院設計施工事業者選考委員会（以下「事業者選考委員会」という。）が行うことを想定しているので、この運営を支援するとともに、審査結果の公表資料の作成、DB事業者の選定に至るまでの一連のプロセスの取りまとめ等を行う。

(2) 作業項目

a) 事業者選考委員会の運営支援

事業者選考委員会は5名程度で構成することを想定しており、事業者選考までに、5回（必要に応じて回数の変更可能性あり）の開催を予定している。

この内、重要な3回程度の事業者選考委員会において、説明資料の作成や各委員への説明実施、発言録の作成及び議事録の作成の業務を想定する。また、DB事業者の選考に係る一連のプロセスや、審査委員による講評等を取りまとめた報告書を作成する。

なお、事業者選考委員会の委員に対する報酬は、必要に応じて発注者が各委員に直接支払うことから、本業務の経費からは除外すること。

b) ヒアリングの運営支援

応募者へのヒアリング等を実施すること想定し、その運営を支援する。

具体的には、提案書を評価・分析し、また、選考委員会等で委員から出された応募者への確認事項を整理の上、ヒアリング等の質問項目を抽出する。

c) 提出書類の確認

参加資格関連書類や質問書など、応募者から提出された各種書類を確認する。

選考期間中にDBに応募しようとする者と取り交わした各種書類のやり取りを踏まえ、契約に向けた諸準備を実施する。

### III 成果物及び提出部数

成果物等については以下を基本とする。なお、ここに定めがないものについては、発注者の指示によるものとする。

#### 1. 成果物の提出先

横須賀市健康部地域医療推進課

#### 2. 各業務の提出成果物の規格等

フラットファイル綴（A4版）にして3部提出する。

電子データは、綴り版と同じ体裁で作成したPDFとともに、以下の形式によりCD-R又はDVD-Rに格納して納品すること。

- (1) 文書：Word形式及びPDF形式
- (2) 表、グラフ：Excel形式及びPDF形式
- (3) 写真データ等：JPEG形式

#### 3. 成果物

##### (1) DB事業者の総合評価一般競争入札に係る入札公告関連資料等

- a) 提出時期や必要な資料等は、発注者と受注者との協議による。
- b) 現時点では、以下の資料を想定している。
  - ・公表時期 公表資料等
  - ・公告時 入札説明書、DB委託契約書、落札者決定基準、
  - ・要求水準書（設計図・諸元表等の設計関連の諸資料を含む。）、
  - ・VE提案実施要領、様式集、等
  - ・事業者選定過程 質疑回答書、VE提案採否検討資料、等
  - ・落札者決定時 審査結果及び講評、等

##### (2) DB事業者選定結果報告書

- a) DB事業者の選定過程や、事業者選定委員会での議事内容や事業者選定に係る審査結果、応募者からの提案に対する講評など、事業者選定に至る一連のプロセスを「事業者選定報告書」として取りまとめ、提出する。
- b) ホームページ等にて公表すべき資料も含まれるため、提出時期は発注者と受注者との協議による。なお、別途定める形式により、CD-ROM等により電子データも提出すること。